

物価対応料に係る 院内掲示について

令和8年度診療報酬改定により、医療材料費や光熱水費等の物価上昇への対応として「物価対応料」が新設されました。

当診療所では、基本診療科・調剤基本料等の算定に併せ、以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

■ 外来・在宅物価対応料	
初・再診時	ともに 2 点
訪問診療時	3 点

患者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。